

感染症・食中毒予防及びまん延防止のための指針

メリィハウス可部一丁目

1.施設における感染症予防に関する基本的な考え方

感染の予防に留意し、感染症発生の際には原因の速やかな特定、蔓延防止に努め早期終息を図ることは当施設（メリィハウス可部一丁目）にとって重要である。施設内感染予防対策を全職員が把握し指針に沿った支援が提供できるよう本指針を作成するものである。

2.感染症発生及び蔓延防止のための委員会その他施設内の組織

当施設では、感染発生及び蔓延防止等に取り組むにあたって下記の体制を取ります。

①感染対策委員会の設置

ア) 設置の目的

施設内での感染症を未然に防止すると共に発生時の対策を検討する。
情報を整理し、全職員へ周知徹底を行う。

イ) 感染対策委員会の構成委員

八千代会グループ内での合同委員会

- ・医師（医療管理）
- ・看護師（医療、看護面の管理） ※感染対策担当者
- ・管理者（各施設、事業所管理者）
- ・介護職員（日常的なケアの現場の管理）
- ・栄養士（食事 食品衛生面の管理）
- ・その他管理者が必要と認める者（施設安全対策の責任者）

ウ) 感染対策委員会の開催

おおむね3か月に1回以上開催し、感染症未然防止、蔓延防止等の検討を行います。
感染症発生時必要な場合は、随時委員会を当施設にて開催します。

エ) 感染対策委員会の役割

- ・施設内感染対策の立案
- ・指針、マニュアル、BCP等の作成
- ・施設内感染対策に関する職員への研修の企画及び実施
- ・新入居者の感染症の既往の把握
- ・職員の健康状態の把握
- ・感染症発生時の対応と報告
- ・各施設、事業所での感染対策実施状況の把握と評価

3.職員研修に関する基本方針

ア) 新規採用者に対する研修

新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。

イ) 全職員を対象とした定期的研修

全職員を対象に別に感染対策委員会が作成する教材を用いた定期的な研修を年2回以上BCP訓練年2回以上行う。

ウ) その他、必要な教育、研修

4.感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、蔓延、拡大予防のため速やかに対応を取ります。

ア) 発生時は手洗いや排泄物、嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう注意する。

イ) 医師や看護師の指示を仰ぎ、施設内の消毒を適時行う。

ウ) 医師や看護師の指示に基づき、感染した入居者の隔離等行う。

5.管理者の責務

ア) 感染症が発生、またはそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限にするために、職員に適切な指示を出し速やかに対応すること。

イ) 感染症の病原体で汚染された機械、器具、環境の消毒を適切かつ迅速に行い汚染拡散を防止すること。

ウ) 協力医療機関や保健所に相談し技術的な応援を依頼、指示を受けること。

エ) 行政機関への報告を速やかに行い、適切な情報提供に努め連携をはかること。

6.感染に関する苦情

感染症に関する苦情については、その都度、適切に対応します。

7.この指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内で閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

付 則

2025年9月1日より施行します